

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第12次鳥獣保護管理事業計画
 意見募集期間 : 平成29年2月8日～平成29年2月28日
 意見等の提出件数 : 6件(6人)

意見等の概要	件数	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 近年、カワウによる魚類の食害による被害が発生していることから、カワウによる水産被害等が深刻化していることを計画に盛り込んだ方がよい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> カワウによるアユ稚魚の食害など、内水面漁業の被害が発生している旨を追記しました。
<ul style="list-style-type: none"> 県は、平成8年に環境省よりも保護精神に拠ってクマの狩猟禁止を行ったが、本計画で環境省基準に反した県独自の基準で狩猟解禁を行うべきでない。 野生鳥獣は、国民の共有財産であり、県民共有財産という狭い範囲での概念では、「府県をまたぐ広域的な視点」という表現と整合が図れていない。 野生鳥獣による被害を強調し、「個体数管理」による捕獲推進を打ち出し過ぎており、野生鳥獣の保護という精神が読み取れない。 「ツキノワグマの錯誤捕獲の防止」に向けて、具体的な禁止事項を記載すべきである。 鳥獣の生息状況の調査に関する事項の経緯の記載で、「ツキノワグマの生息調査を平成5～7年度に実施した」とあり、それ以降の調査がなく、データによる裏付けがない状況で、なぜ生息数が推定できるのか、狩猟が解禁できるのか理解できない。 怪我をしたタヌキの救護を県に求めたが、そっと見守っておくように(放置するよう)、との指導を受けたという話を聞いた。この対応は、傷病動物救護に関する記載とは、異なる姿勢ではないか。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 本県のツキノワグマは、20年間の狩猟禁止や学習放獣などの保護対策に取り組んだ結果、生息動向が増加傾向で推移しています。 狩猟の解禁は、推定生息数も絶滅の恐れがないレベルに達したとの判断から、環境大臣に協議し承認を得ているツキノワグマ保護計画(計画期間H27.5.29～H29.3.31)に基づき、昨年、徹底した管理システムの中で狩猟を再開しました。なお、環境省の基準に反したものではありません。 「野生鳥獣は国民の共有財産」に修正しました。 近年、一部の野生動物生息数の増加や生息区域の拡大により、農林水産業被害や地域住民への精神的被害が発生しているほか、森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じているため、県では、「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理を行っています。 わなの形状、餌付け方法の工夫、箱わな周辺でツキノワグマの痕跡を確認した場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲防止のための指導事項を記載しています。 平成5～7年度に実施した生息調査は、錯誤捕獲等されたツキノワグマに発信機付き首輪を装着して、行動範囲等を調査したものです。 推定生息に必要なデータ(目撃・痕跡情報、捕獲情報、再捕獲率、ドングリの豊凶等)は、毎年、調査を実施しています。 野生鳥獣は、厳しい自然生態系の中で生きており、ほかの野生鳥獣に襲われたり、気候の変化により病死します。本計画では、主に人為的な原因による傷病鳥獣に対する救護の考え方を記載しています。
<ul style="list-style-type: none"> クマの有害捕獲で使用する箱わなについては、クマに壊されない一定の強度が必要である旨を、条件に入れた方がよい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 一定の強度及び構造を有する箱わなに限るという条件を追記しました。(P7)
<ul style="list-style-type: none"> ニホンザルは、群れごと捕獲等を行っており、この行為は絶滅を招く危険性が高く、地域個体群にかかる捕獲許可を慎重に取り扱うという考え方と矛盾する。 環境省が示すツキノワグマの狩猟解禁のガイドラインでは、一つの個体群での成獣が800頭以上としているので、これを遵守すべ 	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域個体群を存続させるため、加害レベルや群れの個体数等に応じた科学的で明確な保護・管理を行うこととしています。 本県のツキノワグマの狩猟解禁の基準は、国がガイドラインで狩猟を可とする400頭以上ではなく、保護に配慮した800頭以上を基準

<p>きである。</p> <ul style="list-style-type: none"> クマの錯誤捕獲が繰り返し頻発しているエリアに、シカ用の箱わなを設置しないように規制すべきである。 また、米ぬかのように強い発酵臭を発生させる誘引物は使用しないなどの制限を付け加えるべき。有効な誘引物としては、クズイモ、クズの茎、葉、サツマイモなどがある。 		<p>とし、県内に生息する推定生息数をもとに、徹底した管理システムの中で狩猟を再開しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> クマの痕跡が周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じる旨を記載するほか、クマがくりわなに誤ってかからないよう輪の規格を12cm未満とする旨を記載し、錯誤捕獲の防止に努めています。 また、餌付け方法等の工夫する旨を指導するほか、シカ、イノシシの捕獲に有効で、クマを誘引しないエサの選定方法は引き続き検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の人工増殖に関する事項で、コウノトリの野生復帰に向けた保護・増殖事業の目的の記述について、個体数確保から遺伝的多様性を維持・向上させる段階に移っているため、その趣旨を記載した方がよい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 保護・増殖事業の目的を「遺伝的多様性の維持・向上」に修正しました。(P43)
<ul style="list-style-type: none"> イヌワシやヤマネ等の絶滅危惧種について、県として責任をもって生息地とえさ場の確保等に動くべきである。 外来種を輸入禁止にすべきであり、すでに繁殖している外来種に対する予算は、駆除から被害防除に使うべきである。 シカ、イノシシの捕殺数を、クマと同様に月毎に発表していくべきである。 社寺境内及び周辺部の数百m圏内は、鳥獣を殺生できないように規制すべきである。 認定鳥獣捕獲等事業者の県内での活動実績や、捕殺した鳥獣の数を発表していくべきである。 生息地管理として実施する野生動物共生林整備の内容について、植栽する苗木の種類、本数等を具体的に記載するべきであり、植え過ぎたスギ、ヒノキの人工林を除去し、広葉樹林へ転換すべきである。 クマの生息地である但東町の森林を県が買取り、鳥獣保護区に設置すべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 上山高原において、ノウサギが生息できる草原の復元などイヌワシが生息できる草原生態系の保全・再生に積極的に取り組んでいるほか、絶滅の危機にある貴重な野生生物等を保全し、生物多様性を確保するため、レッドデータブックの作成・改訂や、希少種保護団体との情報共有等を目的とする活動発表会の開催などに取り組んでいます。 日本の在来種や生物多様性などへの影響が特に大きい外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に規定する「特定外来生物」に指定され、飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡、野に放つなどの行為が原則禁止されています。 被害防除については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、関係集落が連携して実施する防護柵の設置を支援しています。 人命等に危害を及ぼす恐れのあるツキノワグマは、月毎に出没や捕獲情報の発信に努めていますが、シカやイノシシについては、1年間の情報を発信しています。 社寺林など、野生鳥獣の保護、生息環境の保全が必要な場合は、鳥獣保護区等に指定しています。また、人の入り込みのある場所や建物周辺では、銃器やわなによる捕獲を禁止するなどの規制を行っています。 認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲は、市町許可による有害鳥獣捕獲や狩猟期間中での狩猟者の意思による捕獲と同様に、各事業別の報告の中で、公表していきます。 野生動物共生林整備は、野生動物被害が深刻な地域の森林を対象に、野生動物と人の棲み分けを図るバッファゾーンの設置や間伐や郷土広葉樹の植栽を実施しており、具体的な整備内容は、地域の植生状況に異なります。 また、高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する針葉樹林と広葉樹林の混交林整備も実施しています。 野生鳥獣の保護、生息環境の保全が必要な場合は、鳥獣保護区等に指定します。